

季刊

# 労働おきなわ

2016 Summer

No.134



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル

0120-610-223

# 労働おきなわ

## 2016 Summer No.134

### 目次

#### ◆ RELAY ESSAY

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 支部長  
沖縄職業能力開発促進センター所長 熊一(ゆういち) 修 ..... 1

#### ◆ NEWS

- ・平成27年度沖縄県労働条件等実態調査の結果概要..... 2
- ・おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会の設立... 4
- ・沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度及び企業のご紹介... 4
- ・平成28年度沖縄県委託訓練のご案内..... 6
- ・第87回メーデー開催..... 8
- ・平成28年度全国安全週間の実施について..... 9
- ・在日米軍従業員の事前募集（応募登録）について..... 9
- ・平成28年労使関係総合調査の実施について..... 9

#### ◆ INFORMATION

- ・平成28年度労働保険の年度更新手続き及び雇用保険料率について... 10
- ・沖縄労働局の組織体制の一部変更について..... 11
- ・アルバイトを雇用する前に知っておきたい7つのポイント... 12
- ・雇用前の職場適応訓練のご案内..... 14
- ・ゆいワークの福利厚生制度及びお問合せ窓口のご案内... 15

- ◆ 労働委員会だより..... 16
- ◆ 労働相談..... 17
- ◆ 沖縄県労働経済指標..... 18



◀表紙の写真

海洋博公園サマーフェスティバル  
海洋博公園エメラルドビーチで行われる県内最大規模の花火大会。サンセットコンサートは夕陽をバックにアーティストが多数登場し、約1万発の花火が夜空を彩る。



## 「誰もが職業をとおして社会参加できる 共生社会を目指しています」

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 支部長  
沖縄職業能力開発促進センター所長

**熊 一 修**  
くま ゆう いち

今回のリレーエッセイを担当します独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部の熊一です。

私自身、この4月に県外から着任し、新たな環境での業務に胸が躍ると共に、早速このような機会をいただけたことに感謝申し上げます。

さて、本県においては、出生率、年少人口割合等で全国平均よりも高い水準を示していますが、それであっても、少子高齢化が進展することが予想されています。

今後とも県内経済の活力を維持していくためには、全員参加型社会の構築、労働者一人一人の能力を高め生涯にわたってその能力を發揮することにより生産性を向上させていくことが重要であると考えています。

私たち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、①高年齢者等給付金の支給や高年齢者雇用に係る相談・援助、②障害者の職業的自立の推進、③求職者をはじめとする労働者の職業能力の開発及び向上を柱とした総合的な雇用支援を国策に基づき全国で実施しています。

ここで、沖縄県内での当機構の業務について、ご紹介します。

県内には、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター沖縄）（北谷町）、沖縄職業能力開発大学校（沖縄市）、沖縄障害者職業センター（那覇市）の3つの施設があります。

ポリテクセンター沖縄（北谷町）では、求職者の方々の早期再就職に向けた職業訓練、在職者の方々への職業訓練、事業主等の方々への職業能力に関する相談や指導員の派遣、施設設備の貸与を行っています。

また、沖縄職業能力開発大学校（沖縄市）で

は、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技術者の育成、産業界や地域のニーズに応じて新製品の開発や生産工程の構築等に対応できる将来の生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材の育成を行っています。

さらに、沖縄障害者職業センター（那覇市）では、これから働くとするまたは働いている障害者の方、障害者を雇用しようとするまたは雇用している事業主の方に対して、職業相談・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、職場復帰支援、雇用管理に関する助言等、障害者雇用の促進や、職場定着のための支援を行っています。

これに加えて、昨年度から、県内施設間において、これまで以上に一体的な業務運営を図り、より県民の皆様に有効利用していただくことを目的として、「沖縄支部」というまとまりを設けました。

沖縄支部では、高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助、高齢者、障害者の雇用に関する啓発や助成金の支給業務及び障害者雇用納付金等の申告・申請関係業務を那覇市で、求職者支援訓練制度（民間教育訓練機関が実施する公的職業訓練）の訓練計画の申請受理・審査及び訓練の実施にあたっての支援を北谷町でそれぞれ行っています。

このように、私たちは高齢者、障害者及び求職者の皆様の「働く」に関する総合的な支援業務を通じて、県民の皆様の期待に応えられるサービスの提供に努めています。

今後は、これまで以上の責任感と使命感を持って、利用される皆様の満足度をより一層高められるよう、創意工夫を凝らした業務を展開して参ります。

これからも皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 平成27年度 沖縄県労働条件等実態調査結果概要

### 【調査の目的】

県内の民間事業所に雇用されている労働者の労働条件等を把握し、その実態を明らかにするとともに、今後の労働行政の基礎資料とすることを目的とする。

### 【調査の概要】

- 調査対象：「平成24年経済センサー活動調査」の事業所を母集団として、従業員5人以上を雇用する事業所の中から、産業大分類事業所比率、従業員規模を考慮し、無作為に抽出した2,000事業所
- 調査基準日：平成27年7月31日
- 有効回答数：826件（回収率：41.3%）

### 主な調査結果

#### 1 雇用形態

回答事業所全体の従業員の雇用形態をみると、正社員の割合が約6割、非正規社員が約4割となっている。正社員のうち、男性は34.4%、女性は22.7%となっている。また、非正規社員で最も割合が高い雇用形態が、「パート・女性」で14.3%、次に「契約社員・女性」で9.6%、以下、「契約社員・男性」で7.6%とつづき、非正規社員に占める女性の割合が65.2%となっている。

#### 2 労働条件通知書の交付状況

労働条件通知書を交付している事業所は、63.4%となっている。従業員規模が小さい事業所ほど交付している割合が低い傾向にあり、「10人未満」の規模では交付している事業所の割合は、47.1%となっている。

#### 3 就業規則の作成状況

就業規則を作成している事業所は、89.2%となっている。業種別にみると、全業種とも7割以上の事業所が就業規則を作成している。また、従業員規模別にみると、「10人未満」の事業所では、68.9%、「100人以上」の事業所では全事業所が就業規則を作成しており、従業員規模が大きいほど作成している事業所割合が高くなっている。

#### 4 年次有給休暇

##### (1) 年次有給休暇制度の有無

年次有給休暇制度のある事業所は87.2%となっている。業種別にみると、概ねどの業種においても、年次有給休暇制度を設けている割合がほぼ70%以上となっている。また、従業員規模別にみると、従業員規模が大きいほど年次有給休暇制度がある事業所割合が高く、「10人未満」の事業所では68.4%となっているが、「10人以上」の規模では80%を超えていている。

## (2)年次有給休暇の取得率

年次有給休暇制度があると回答した事業所において、従業員 1人あたりの平均付与日数は、正社員が16.3日であるのに対し、取得日数の平均は9.1日となっており、付与日数に対する取得日数の割合(取得率)は56.0%となっている。一方、非正規社員の1人あたりの平均付与日数は9.4日であるのに対し、平均取得日数は5.9日となっており、取得率は63.2%となっている。

年次有給休暇の付与日数の事業所割合については、正社員、非正規社員とも従業員規模が大きいほど付与日数割合が高くなっている。取得率については、どの従業員規模においても50%を超えている。

## 5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の認知度

ワーク・ライフ・バランスについては、「言葉も内容も理解している」が17.9%、「だいたい理解している」が35.8%、「内容はよくわからないが、聞いたことがある」が26.0%、「聞いたことはない(知らない)」が18.4%となっている。業種別にみると、「言葉も内容も理解している」の割合が高かった業種は、「電気・ガス等」(55.6%)、「情報通信業」(50.0%)、「複合サービス業」(45.5%)となっている。「だいたい理解している」では、「金融・保険業」(55.6%)、「生活関連等」(46.4%)となっている。

従業員規模別にみると、規模が大きいほど、「言葉も内容も理解している」「だいたい理解している」の割合が高く、「10人未満」の規模では39.4%であるが、「300人以上」では80.4%となっている。

## 6 育児休業

### (1)育児休業制度の有無

育児休業制度を就業規則に規定している事業所は、57.9%となっている。従業員規模別にみると、従業員規模が大きいほど育児休業制度を規定している事業所割合が高く、「10人未満」の規模では50.5%にとどまっているのに対し、「30人以上」の規模では90%を超えていている。

### (2)育児休業の取得率

平成25年8月1日から平成26年7月31までの1年間に出産又は配偶者が出産した者のうち、育児休業を取得した者の割合(取得率)は、全体で56.0%となっている。男女別では、女性が90.5%、男性が5.0%となっている。

女性の育児休業の取得率を従業員規模別にみると、「100人～299人」の事業所で94.0%、「300人以上」の事業所で 91.4%と高い水準となっている。

## 7 管理職に占める女性の割合

事業所における管理職全体に占める女性の割合は、23.4%となっている。女性管理職割合の高い業種は、「医療・福祉」(46.5%)、「生活関連等」(36.2%)、「不動産業等」(29.1%)となっている。一方、女性管理職割合の低い業種は、「電気・ガス等」(6.4%)、「学術研究等」(6.9%)、「複合サービス業」(7.0%)となっている。

## おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会の設立

平成30年度の第56回技能五輪全国大会・第38回全国アビリンピックの沖縄開催に向け、「おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会」の設立総会が平成28年5月31日（火曜日）に沖縄県市町村自治会館で開催されました。

同協議会は沖縄県知事を会長とし、技能士・業界関係、福祉関係、経済関係、教育関係、国、自治体など、93名の委員で構成され、両大会の準備に万全を期すとともに、円滑な大会運営を行うために、必要な事業を実施していくものです。

また、同協議会には、幹事会、専門委員会、事務局が設置され、大会の計画策定、選手育成などの様々な事業を推進していく組織体制となっています。



おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会<組織図>



### 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度及び企業のご紹介

県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を発足しました。

ワーク・ライフ・バランス認証企業に認証されるための要件として、次世代育成支援対策推進法の“一般事業主行動計画の策定・届出”と「仕事と生活の調和に向けた」プラスアルファの取組みが求められます。 詳しくは、県のホームページをご確認ください。

#### 【沖縄県ホームページ】

[http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kikaku/work\\_life\\_balance.html](http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kikaku/work_life_balance.html)

新たに2社が「ワーク・ライフ・バランス認証企業」に加わりましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。

### 認証第60号 株式会社沖縄環境保全研究所

【代表取締役】 平良 辰二

【所 在 地】 沖縄県うるま市州崎7-11

【取 組 内 容】

- ・女性社員育児休業取得率が100%

- ・年次有給休暇、看護休暇の時間単位での取得が可能

- ・ノー残業デーの推進

- ・資格取得に係る費用助成

- ・正社員への登用制度

【 P R 】 環境の保全と食の安全安心を確立し、お客様に信頼・満足度の高い企業を目指します。

### 認証第61号 りらいあコミュニケーションズ株式会社沖縄支社

【支 社 長】 掘田 弘正

【所 在 地】 那覇市おもろまち1-3-31 那覇新都心メディアビル

【取 組 内 容】

- ・女性社員の育児休業取得率100%

- ・育児介護休業後は休業前の現職復帰

- ・小学校就学の始期まで時間短縮勤務

- ・企業内託児所(キッズルーム)の設置

- ・地域正社員制度

【 P R 】 お仕事説明会や見学を随時実施しております。お気軽にご相談ください。



平成28年4月20日 認証交付式

# 平成28年度 沖縄県委託訓練のご案内

県立職業能力開発校では、求職者の早期就職を支援するため、民間の専修学校等に委託して行う公共職業訓練を次のとおり実施しています。

受講申込みを行うには、公共職業安定所（ハローワーク）へ求職登録を行い、知識・技能等を習得して就職することを希望し、受講あっせんを受けることが必要です。

(受講料無料、テキスト代等は自己負担)。

## 1 一般求職者コース

就職に必要な知識・技能を付与するもので、座学を主とする訓練。

開講月	管轄	実施機関名	訓練科名	定員	実施地域	訓練期間
9月	浦添	株式会社 ニチイ学館	医療事務・医師事務作業補助科	24	那覇市	3か月
		株式会社 琉球新報開発	ビジネスIT基礎科	26	那覇市	3か月
		株式会社 PCワールド	ITビジネス基礎科	25	石垣市	3か月
		株式会社 東京リーガルマインド	基礎から学ぶ経理事務科	24	那覇市	3か月
		学校法人 石川学園	総務事務・電話対応スキル科	20	那覇市	3か月
	具志川	学校法人 フジ学園	基礎から学ぶWebプログラミング科	24	那覇市	6か月
10月	浦添	沖縄情報経理専門学校	オフィスワーク事務科	20	沖縄市	3か月
		株式会社 ニチイ学館	介護職員養成科	20	沖縄市	6か月
		株式会社 マレア・クリエイト	経理事務スペシャリスト科	13	宜野湾市	5か月
		株式会社 ワイズライン	Webクリエイター養成科	15	那覇市	3か月
		株式会社 ハブクリエイト	IT活用ウェブ実践科	15	宮古島市	3か月
	具志川	株式会社 ワイエムシイ	パソコン簿記入門科	20	那覇市	3か月
		公益財団法人 介護労働安定センター沖縄支部	介護サービス科	30	那覇市	6か月
		株式会社 日本教育クリエイト	介護スペシャリスト養成科	20	那覇市	3か月
		株式会社 スペースチャイナ	中国語圏観光サービス科	20	那覇市	6か月
11月	浦添	学校法人 大庭学園	介護サービス科	16	北中城村	6か月
		沖縄情報経理専門学校名護校	建築業経理実務科	12	名護市	6か月
		海邦電子ビジネス専門学校	経理事務科	17	うるま市	6か月
		株式会社 日本教育クリエイト	医療事務スペシャリスト養成科	22	沖縄市	3か月
	具志川	那覇尚学院	OAビジネス簿記科	20	那覇市	3か月
		県知事認可 沖縄税務経理学院	OA経理事務科	20	那覇市	4か月
		学校法人南星学園サイ・テク・カレッジ那覇	Webスペシャリスト科	15	那覇市	3か月
12月	浦添	株式会社 リレーションシップ	初心者から始める簿記・パソコン科	30	那覇市	3か月
		沖縄情報経理専門学校	情報ビジネス科	17	沖縄市	4か月
		株式会社 フロムサーティー	営業事務・企画キャリア科	17	沖縄市	4か月
		海邦電子ビジネス専門学校	IT経理スペシャリスト科	17	沖縄市	4か月
	具志川	株式会社 琉球新報開発	ビジネスIT基礎科	26	那覇市	3か月
		エイティイエス株式会社	OA経理販売科	25	那覇市	3か月
		沖縄情報経理専門学校那覇校	ITビジネス基礎科	20	那覇市	3か月
1月	具志川	東亜貿易株式会社	簿記スキル習得科	12	沖縄市	3か月
		専修学校サイ・テク・カレッジ	Webクリエイター実践科	12	宜野湾市	3か月
		有限会社 ピーンズ	デザインCAD科	12	沖縄市	3か月
		株式会社 ニチイ学館	医療事務・医師事務作業補助科	24	那覇市	3か月
		株式会社 建築資料研究社	パソコンスキル基礎科	20	那覇市	3か月
1月	浦添	株式会社 日本教育クリエイト	医療事務・スペシャリスト養成科	20	那覇市	3か月
		那覇尚学院	OAビジネス簿記科	17	沖縄市	3か月
	具志川	株式会社 マレア・クリエイト	オフィス国際科	17	宜野湾市	3か月

## 2 母子家庭の母等コース

長期失業状態にある母子家庭の母や父子家庭の父等を対象とした準備講習付きの訓練。

開講月	管轄	実施機関名	訓練科名	定員	実施地域	訓練期間
9月	浦添	公益法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会	介護サービス科総合科	20	那覇市	3か月

## 3 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

障害をお持ちの方を対象とした、障害者の態様に応じた多様な訓練。

開講月	管轄	実施機関名	訓練科名	定員	実施地域	訓練期間
9月	浦添	有限会社 Commit	Officeビジネス科	8	那覇市	3か月
		公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会	介護職員初任者研修科	10	南風原町	3か月
	具志川	有限会社 南営工業	軽作業・清掃科	3	うるま市	3か月
		有限会社 ハッピーモア(ハッピーモア市場)	加工販売実務科	2	宜野湾市	3か月
11月	浦添	NPO法人 池田ふれあいガーデン	地域ものづくり訓練科	5	西原町	3か月
12月	浦添	有限会社 Commit	Officeビジネス科	8	那覇市	3か月
1月	浦添	株式会社 ワイエムシィ	パソコンビジネス科	10	那覇市	3か月

- 定員に満たない場合は、開講しないことがあります。
- 訓練期間、定員等、記載されている内容に変更が生じことがあります。
- カリキュラム等の詳細については、各訓練実施先へお問い合わせください。

各訓練コースの詳細、応募資格、申込方法等の詳細については、沖縄県労働政策課のホームページ(<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kaihatsu/itakukunnrenn.html>)をご覧ください。

### 【問い合わせ先】

浦添職業能力開発校（南部・離島地区）	具志川職業能力開発校（中・北部地区）
〒901-2113 浦添市大平 531 番地 TEL : (098) 878-5627・879-2560 URL : <a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shokuno-urse/">http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shokuno-urse/</a>	〒904-2241 うるま市兼箇段 1945 番地 TEL : (098) 973-5954・973-6680 URL : <a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shokuno-gskw/">http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shokuno-gskw/</a>

## 第87回 メーデー開催

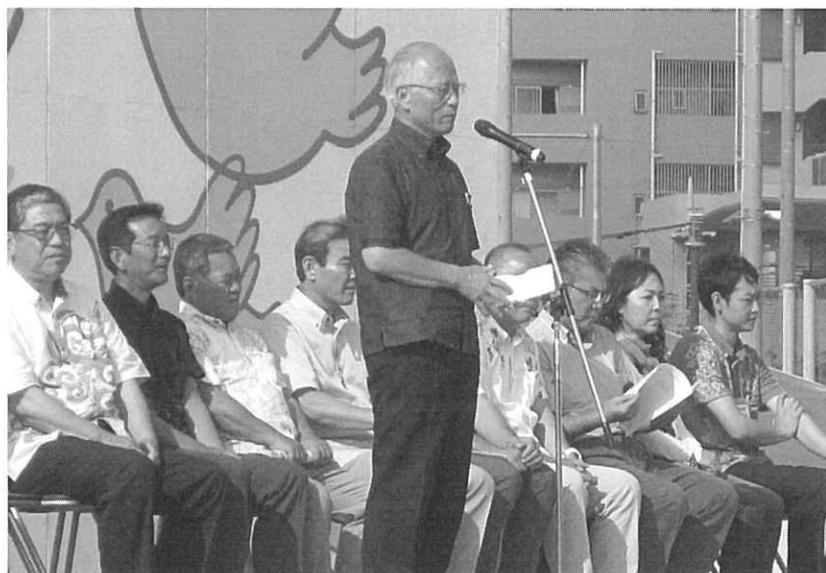
労働者の祭典であるメーデーは、今年で87回を迎える。平成28年4月27日(水)から5月1日(日)にかけて、県内7会場で約2,650人が参加して開催されました。

連合沖縄のメーデー中央祭典・式典は、「支え合い 助け合う 心をひとつに力を合わせ、暮らしの底上げを実現しよう!」をスローガンに、5月1日に那覇市新都心公園で開催され、約1,000人が参加しました。

式典では、春季生活闘争を通じたすべての働く者の「底上げ・底支え」、「格差是正」の実現に加え、雇用の安定と質の向上や、子育て、医療、介護などの社会的セーフティネットの拡大・強化など、働くことを軸とする安心社会の実現を目指すメーデー宣言が採択され、中央祭典・式典を含む5会場合計では、約1,950人の参加となりました。

沖縄県労連のメーデーは、5月1日に那覇市与儀公園で開催され、約300人が参加。全港湾のメーデーは、5月1日に那覇市内で開催され、約400人が参加となりました。

(連合沖縄メーデー中央式典)



(県労連メーデー沖縄県集会)



## 平成 28 年度全国安全週間の実施について

厚生労働省では、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、平成 28 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間、7 月 1 日から 7 月 7 日までを安全週間として実施します。

- ◆スローガン◆見えますか？あなたのまわりの 見えない危険  
みんなで見つける 安全管理
- ◆主唱者◆厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 在日米軍従業員の事前募集（応募登録）について 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 沖縄支部

### 1 応 募 資 格

沖縄県在住の満 18 歳以上の方

### 2 応 募 方 法

- インターネット又は窓口のいずれか 1 回の応募で有効
  - ・インターネット：エルモのホームページ（「LMO」で検索または <http://www.lmo.go.jp>）を開き【求人情報】の【沖縄県における事前募集】をご覧下さい。  
(スマートフォンはインターネット応募と同様)
  - ・窓 口 応 募：指定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込み下さい。

### 3 応 募 受 付 期 間

- ・インターネット：24 時間受付中（スマートフォン対応可能）
- ・窓 口 応 募：午前 9 時から午後 5 時 30 分  
(但し土曜・日曜、祝日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日までを除く)

### 4 窓口応募受付場所及び問合せ先

独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）沖縄支部 管理課  
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 1058 番地 1 Tel098-921-5532

## 平成 28 年労使関係総合調査の実施について

労使関係総合調査は、「労働組合基礎調査」と「実態調査」の総称です。

### ◆労働組合基礎調査◆

すべての労働組合を対象に、労働組合員数、加盟組織系統等を調査し、労働組合の組織の実態を明らかにすることを目的として実施します。

### ◆実態調査◆

毎年テーマを変えて実施しており、平成 28 年は労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を明らかにすることを目的とした「労働組合活動等に関する実態調査」を無作為抽出した労働組合に実施します。

両調査とも 7 月 1 日から 20 日までの間に厚生労働省と県が実施しますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

- ・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/13-23.html>

# 沖縄労働局からのお知らせ

～労働保険の年度更新手続き（申告・納付）は6/1～7/11までにお願いします。～

## 平成28年度労働保険年度更新集合受付日程一覧

管轄署	会 場	月 日	時 間	備 考
那 翁	那翁第二地方合同庁舎 1号館 2階大会議室	6月 24日（金）	10:00～16:00	6月は集合受付 会場での納付受付は行っていません。
		6月 27日（月）		
		6月 28日（火）		
		7月 6日（水）		
		7月 7日（木）		
		7月 8日（金）		
		7月 11日（月）		
沖 縄	JAおきなわ宜野湾支店 (結婚式場ジュビランス)	6月 20日（月）	10:00～16:00	6月は集合受付 会場での納付受付は行っていません。
	沖縄商工会議所	6月 27日（月）		
	沖縄商工会議所	7月 7日（木）		
	JAおきなわ宜野湾支店 (結婚式場ジュビランス)	7月 8日（金）		
	沖縄商工会議所	7月 11日（月）		
名 護	名護労働基準監督署 (名護地方合同庁舎1階会議室)	6月 27日（月）	10:00～16:00	
		7月 6日（水）		
		7月 7日（木）		
		7月 8日（金）		
		7月 11日（月）		
宮 古	宮古労働基準監督署 (平良地方合同庁舎2階会議室)	6月 17日（金）	10:00～16:00	【所在地】 宮古島市 平良下里1016
		7月 1日（金）		
		7月 8日（金）		
		7月 11日（月）		
八重山	八重山労働基準監督署 (石垣地方合同庁舎3階大会議室)	6月 24日（金）	10:00～16:00	【所在地】 石垣市登野城 55-4
		7月 8日（金）		
		7月 11日（月）		

労働保険料の申告・納付の受付業務及び記載指導を行ないます。最寄の会場へご来場下さい。

### 平成28年度の雇用保険料率が引き下がります



- ◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日から平成29年3月31までの雇用保険料率は、以下の表のとおり引き下がります。
- ◆平成28年度の失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも1/1000ずつ引き下がります。
- ◆併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、0.5/1000引き下がります。

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業 (27年度)	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000	
農林水産・清酒製造の事業 (27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000	
建設の事業 (27年度)	5/1000	9/1000	5/1000	3.5/1000	14/1000	
	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000	

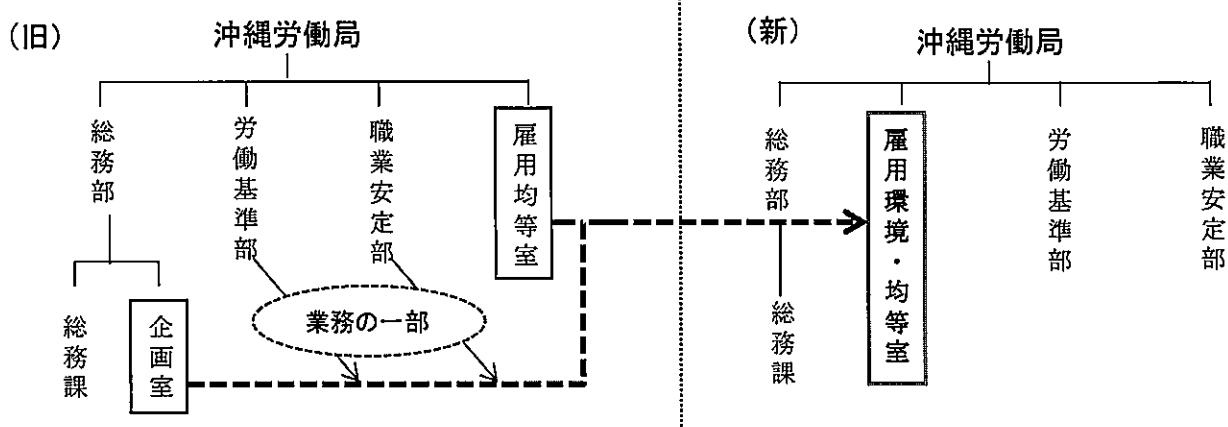
※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率

【問い合わせ先】 沖縄労働局 労働保険徴収室 TEL：098-868-4038

## 沖縄労働局の組織体制が一部変更になりました。

沖縄労働局では以下の取組を進めるため、組織の見直しを行い、平成28年4月1日から新たに「雇用環境・均等室」を設置しました。(下欄新旧表参照)

- 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- 労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談窓口とマタハラやセクハラ等に関する相談窓口を一つにします。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組(企業指導等)と、解決への取組(調停・あっせん等)を、同一の組織で一体的に進めます。



### ポイント1 (総合的な行政事務の展開)

- 雇用均等室にて「女性の活躍推進」、労働基準部にて「働き方改革」に関する取組を実施する等、それぞれの組織が企業・経済団体への働きかけを実施  
→ 「雇用環境・均等室」にて、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の企業・経済団体への働きかけを、ワンパッケージで効果的に実施

### ポイント2 (労働相談の窓口の一本化・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施)

- ①総務部企画室にてパワハラ・解雇に係る相談・紛争解決、②労働基準部にてパワハラ防止等に係る企業への啓発指導、③雇用均等室にて均等法等に係る相談、企業への指導及び紛争の解決援助を実施  
→ 「雇用環境・均等室」に労働相談の窓口を一本化。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組(企業への指導)と解決への取組(調停・あっせん等)を一体的に実施

### ポイント3 (助成金(安定関係除く)窓口の一本化)

- ①旧雇用均等室が窓口となっていた両立支援等助成金(中小企業両立支援助成金、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金など)、②労働基準部賃金室が窓口となっていた業務改善助成金、③労働基準部監督課が窓口となっていた職場意識改善助成金、④労働基準部健康安全課が窓口となっていた受動喫煙防止対策助成金  
→ 上記助成金の受付窓口を「雇用環境・均等室」に一本化。

事業主の皆さんへ

# アルバイトを雇用する前に 知っておきたい7つのポイント

Point  
**1**

アルバイトを雇ったら、労働条件通知書を交付しましょう！

Point  
**2**

バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！

Point  
**3**

アルバイトでも、残業手当を支払います

Point  
**4**

アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が発生します

Point  
**5**

アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険を使います

Point  
**6**

アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません

Point  
**7**

困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

夜間・土日の相談は  
**労働条件相談ほっとラインへ**

はい！ ろうどう 月・火・木・金：午後5時～午後10時  
**0120-811-610** 土・日：午前10時～午後5時

確かめよう！  
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→  
ポータルサイト  
「確かめよう 労働条件」



(学生アルバイト用)

アルバイトを雇う際は、労働条件を示しましょう！  
また、通知書は大切に保管しましょう！！



## 労働条件通知書

※シフトの設定（始業・終業の時刻、休日、勤務日など）に当たって、学業とアルバイトの両立に配慮してください。

殿		年 月 日
会社等の名称と所在地 _____		
使用者の職名と氏名 _____		
契約期間	1	期間の定めなし 期間の定めあり（2～4は「期間の定めあり」の場合に記入）
	2	契約期間（ 年 月 日～ 年 月 日）
	3	契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（ ）]
	4	契約の更新は、次により判断する。[・契約期間満了時の業務量・勤務成績、態度・能力・会社の経営状況・従事している業務の進捗状況・その他（ ）]
就業の場所		
従事する業務		
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換、所定時間外労働の有無に関する事項	1	始業・終業の時刻等 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）
	2	休憩時間（ 分）
	3	所定時間外労働の有無（ 有（1週 時間、1か月 時間、1年 時間）、無 ）
	4	休日労働（ 有（1か月 日、1年 日）、無 ）
	※1	勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務シフト表により定められた始業・終業時刻による。（なお、始業・終業時間を繰上げ・繰下げる場合もある。）
※2	変形労働時間制や交代制の採用の有無（ 有・無 ） 有の場合、詳細は別途定める。	
※3	フレックスタイム制などが労働者に適用される場合は別途定める。	
休日及び勤務日	1	勤務日：毎週 曜日、その他（ ） (週毎に勤務日が定められていない場合は) 週・月当たり 日、その他（ ）
	2	1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日
	3	休日：毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ）
休暇	1	年次有給休暇 6か月継続勤務した場合ー 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無）ーか月経過で 日 時間単位年休（有・無）
	2	その他の休暇 有給（種類： ）、無給（種類： ）
賃金	1	基本賃金 イ 月給（ 円）、口 日給（ 円） ハ 時間給（ 円）、ニ その他（ 円）
	2	諸手当の額又は計算方法（ 手当 円／計算方法： ）
	3	所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内（ ）%、月60時間超（ ）%、 所定超（ ）%
	4	口 休日 法定期休日（ ）%、法定外休日（ ）% ハ 深夜（ ）%
	5	賃金締切日（種類： ）ー毎月 日、（種類： ）ー毎月 日
	6	賃金支払日（種類： ）ー毎月 日、（種類： ）ー毎月 日
	7	賃金の支払方法（ ）
	8	労使協定に基づく賃金支払時の控除（無、有（ ））
	9	昇給（有（時期、金額等）、無（ ））
	10	賞与（有（時期、金額等）、無（ ））
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続き（退職する 日以上前に届け出ること） 2 解雇の事由及び手続（ ）	
その他	1 社会保険の加入状況（厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他（ ））	
	2 雇用保険の適用（有・無）	
	3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名_____ 担当者職氏名_____（連絡先（ ））	

## 就職困難者の雇用に関心のある事業主の皆様へ!



雇用前の訓練で人材育成、雇用後は即戦力に!

# 職場適応訓練のご案内

### 職場適応訓練とは…?

一般的に就職が困難な求職者(身体障害者、知的障害者、精神障害者等)の方を作業環境に適応させることを目的に、事業主に委託して訓練を行う制度です。

訓練終了後は当該事業所における常用雇用につなげることを目的にしています。  
(訓練の開始にあたっては公共職業安定所長の指示が必要です)

○本訓練を委託する対象事業主は、次の諸条件を満たし、知事が適當と認める事業主です。

- (1) 職場適応訓練を行う設備的余裕があること。
- (2) 指導員として適當な従業員がいること。
- (3) 原則として、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。
- (4) 労働基準法に規定する労働条件及び労働安全衛生法に規定する安全と健康を確保するために必要な条件が整備されていること。
- (5) 職場適応訓練修了後、訓練生を雇用する見込みがあること。

### ○訓練期間

6ヶ月間(重度障害者等、必要と認められる場合は最長1年間)

### ○訓練費及び訓練手当

訓練期間中、訓練生には訓練手当(月額106,000円程度)、事業所へは訓練費(月額24,000円程度)が支給されます。

※訓練期間中は沖縄県雇用推進員がサポートいたします。

本制度の概要は沖縄県雇用政策課にお問い合わせ下さい。



沖縄県商工労働部雇用政策課 TEL 098-866-2324 FAX 098-866-2349  
<http://www.pref.okinawa.jp>

具体的な求人・求職は管轄ハローワークにお問い合わせ下さい。

ハローワーク那覇 TEL098-866-8609

ハローワーク宮古 TEL0980-72-3329

ハローワーク沖縄 TEL098-939-3200

ハローワーク八重山 TEL0980-82-2327

ハローワーク名護 TEL0980-52-2810

個人経営や小さな会社でも ひとり月額 1000円で  
充実した福利厚生制度を導入できます

加入者  
随時受付中

# ゆいワーク

公益財団法人 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター  
働く人々の福利厚生制度

## 地域密着型のサービス！ 日頃からいろいろ使って便利です

- ◆ 健康管理事業 毎年の健康診断 受診費用を年度1回助成で軽減。  
法定健診 上限 4,000円 人間ドック 上限 10,000円
- ◆ 余暇活動助成事業
  - ◆ 映画券・コンサート・イベント・施設入場料などチケット類が通常料金よりお安く購入できます
  - ◆ 県内日帰りバスツアーなどを案内、ご家族も割引が受けられます
  - ◆ ゴルフ大会・ボウリング大会に無料または低料金でお気軽に参加できます。
- ◆ 充実の給付事業
  - ◆ 結婚・出産・永年勤続・子の入学等のお祝金・傷病休業見舞金など約30種の給付
- ◆ ゆいワーク会員特典
  - ゆいワーク協力店・施設で会員証や割引クーポンを提示して割引や特典が受けられます
  - その他の事業

対象地域：・沖縄市 ・北谷町 ・うるま市  
・北中城村 ・中城村

### 加入できる方

- ・対象地域内で働いている方（従業員）及び事業主
- ・対象地域内に在住し、他市町村で働いている方  
ただし、週20時間以下の勤務、離職や退職予定の方、短期契約の方など一部加入できない場合もあります。



（公財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンター  
ゆいワーク キャラクター ゆいちゃん

### 企業（事業主）にとっての主な入会メリット

- 事業所単独で難しい福利厚生制度を簡単導入！ 企画や手配等の手間を軽減できます
- 税制面でお得！ 事業主が負担した会費は損金または必要経費として計上できます
- 定期健診の補助やお祝金などが受けられます
- 事業主も従業員と同じサービスが受けられます

### 従業員（加入者）にとっての主な入会メリット

- お祝金・お見舞金・助成金などが受けられます
- 職場の同僚や家族と気軽にイベント参加やチケット購入等ができます
- 家族も割引料金でご利用できます
- 定期的に、ゆいワークだより（会報）が届くので、お得情報をゲットできます。

資料請求・お問合せ **ゆいワーク** ☎098-929-4001

（公財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンター  
〒904-0014 沖縄市仲宗根町35番8号

<http://www.yuiwaku-oki.jp>

ゆいワーク

検索

## あっせん員候補者について

今回は、「あっせん員候補者」についてご紹介します。

労働者と使用者の間に労働条件等をめぐる紛争が起こり、労使間の話合いで解決できない場合に、沖縄県労働委員会では、労働者、使用者のどちらか一方または双方からの申請により、紛争解決を図るために「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、「あっせん員候補者」の中から当委員会会長が指名した「あっせん員」が行います。当委員会では、原則として三者構成（公益・労働者・使用者委員各1人）により、あっせんを行います。

あっせん員候補者とは、学識経験を持つなど、労働争議の解決に大きな役割を果たすことが期待できる者で、当労働委員会では、現職の委員や事務局長等に当委員会の総会の議決を経て委嘱しています。

また、事務局では、「あっせん員候補者名簿」を常時備え付けて利用者の便宜を図るとともに、名簿の記載事項に変更があった場合は、隨時訂正しております。

### あっせん員候補者名簿

(平成28年5月6日現在)

区分	氏名	現職	履歴(前歴)	委嘱年月日
公益委員	藤田広美	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	平成27年12月15日
	宮尾尚子	弁護士	那覇家庭裁判所判事	平成27年12月15日
	上江洲純子	沖縄国際大学法学部准教授	沖縄国際大学法学部講師	平成27年12月15日
	照屋兼一	弁護士	弁護士	平成27年12月15日
	井村真己	沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	平成27年12月15日
労働者委員	高良恵一	日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	NTT労働組合沖縄総支部事務局長	平成27年12月15日
	砂川安弘	情報産業労働組合連合会沖縄県協議会議長	情報産業労働組合連合会沖縄県協議会幹事	平成27年12月15日
	松原淳	沖縄電力関連産業労働組合総連合会会長	沖縄電力関連産業労働組合総連合会副会長	平成27年12月15日
	山本隆司	沖縄県教職員組合中央執行委員長	沖縄県教職員組合中央執行副委員長	平成27年12月15日
	與那覇栄蔵	全駐労沖縄地区本部執行委員長	全駐労沖縄地区本部書記長	平成27年12月15日
使用者委員	山城まさる勝	一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事	一般社団法人沖縄県経営者協会事務局次長	平成27年12月15日
	山城博美	琉球海運株式会社代表取締役社長	琉球海運株式会社代表取締役専務	平成27年12月15日
	上江洲智一	久米島製糖株式会社代表取締役社長	久米島製糖株式会社専務取締役	平成27年12月15日
	宮城さとしつとし謂	沖縄ガス株式会社代表取締役会長	沖縄ガス株式会社代表取締役社長	平成27年12月15日
	宮城たけ寅	株式会社琉球銀行代表取締役専務	株式会社琉球銀行常務取締役	平成27年12月15日
事務局	大城玲子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県子ども生活福祉部子ども福祉統括監	平成27年4月9日
	金城真喜子	沖縄県労働委員会事務局調整審査課課長	沖縄県議会事務局政務調査課副参事兼課長補佐	平成28年4月14日
	栗屋龍一郎	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	沖縄県土木建築部海岸防災課管理班長	平成28年4月14日

### ★☆事務局から一言☆★

労働委員会の手続は無料です。あっせんの申請・手続に関すること等は、どうぞお気軽にご相談ください。

「あっせん員候補者名簿」は、ホームページでもご覧いただけます。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)

TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索

Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

## 懲罰のルールについて

### ● 相談内容 ●

入社して10年になる正規社員です。

今回、うっかりミスをして、会社に迷惑をかけてしまいました。上司から「お客様の信頼を失くした重大なミスだから、処分を検討している。減給になるかもしれない」と言われました。とても反省していますが、減給となると、どのくらい、いつまでになるのでしょうか。

### ● 相談回答 ●

#### 減給は限度がある

##### ポイント

- ・減給は労基法で限度が定められています。
- ・懲戒処分は就業規則上の根拠が必要です。



##### 回答

長年仕事をしていてもミスを犯すことがあります。会社には業務を正しく進めたり、職場運営をスムーズにするために、従業員が守るべきルールや服務規律があります。この規律を守らずに業務に支障をきたしたり、職場環境を悪化させるなどの行為があった場合に、制裁として懲戒処分を行うことがあります。

懲戒処分は、従業員に与える影響が大きいこともあります。特に慎重に行う必要があります。制裁を行うための要件は、①就業規則に定めがあること。②懲戒事由と罰則の程度が適正な範囲であること。③懲戒の手続きが妥当であることです。会社の就業規則を確認してみましょう。

制裁する場合は、問題となる行為の程度によって処分に違いがあります。

懲戒の種類には、一般的に①戒告、②けん責、③減給、④出勤停止、⑤降職・降格、⑥諭旨解雇、⑦懲戒解雇があり、①から順に重い処分となり、会社によってその内容にも違いがあります

減給については、「1回の額は平均賃金の半額まで、複数回も制裁する際は一賃金支払い期間の賃金総額の1割までが限度」(労基法第91条)と定められています。そのため1つの事案に対して、何か月にもわたって減額することはありません。

仕事上のミスが発生した場合、ミスや処分だけにこだわらず、今後の再発防止についても具体的な対策を検討しましょう。

お問合せ先

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750





---

「労働おきなわ」134号(琉球労働から通巻208号)

2016年6月30日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課  
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2  
TEL(098)866-2366  
FAX(098)866-2355  
<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

発 行 人／屋宜 宜秀  
印 刷 所／文字工房 ポスト  
〒901-1111 南風原町字兼城631-1  
TEL(098)889-6266  
FAX(098)888-2297

---

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>



再生紙を使用しています。